

弁理士試験・研修制度の在り方について（論点整理）

I．弁理士試験制度の在り方について

1．現行制度の概要

弁理士試験は、「短答式試験」、「論文式試験」、「口述試験」で構成される。短答式試験の科目については、工業所有権四法、条約、著作権法、不正競争防止法からなり、論文式試験の科目については、工業所有権に関する必須科目と、技術又は法律に関する選択科目からなり、それぞれ法律や事実等に対して適切な知識・理解力を有しているかどうか、これらに基づいて論理的な思考能力・判断能力・問題解決能力が備わっているかどうかを判断している。平成12年の試験制度の見直しにより、受験者負担軽減の観点から、短答式試験で考查している「条約」は単独では論文式試験に出題されないこととなった。また、受験者層の拡大を通じて弁理士の量的拡大を図るため、修士・博士、情報処理技術者、行政書士等、他の公的資格者に対して、論文式試験の選択科目についての免除に関する規定を設けている。

2．問題の所在

平成12年の弁理士法改正以降の弁理士試験制度の下では、条約の勉強を行わずに弁理士試験に合格し、条約の知識が不足している者が増えているのではないかとの指摘が出ている。また、現行の試験免除規定は、学校教育法第68条の2に規定する修士または博士の学位を有する者に対してのみ、その研究分野に相当する選択科目の論文式試験が免除されることになっているため、専門職大学院修了者に対しては免除が認められておらず、知的財産や法律を専門的に学んだ有能な人材が弁理士として活躍する機会が相対的に失われている可能性がある。さらに、他土業の試験においては、短答式試験に合格した者に対して所定期間、短答式試験が免除される制度や、論文式試験のうち一部の科目について合格した場合に、所定期間、当該科目の論文式試験が免除される制度が導入されているところ、弁理士試験においては、そのような規定は存在しておらず、相対的に受験生への負担が重くなっている。

3．論点

(1) 弁理士試験の範囲について

- 工業所有権に係る条約に関する試験は、平成12年の試験制度の見直し

により、単独では論文式試験に出題されないこととなったが、これを論文式試験の範囲として問うことを復活させることは適切か。

- 「条約」を、論文式試験に復活させる代わりに能力の担保として、日本弁理士会等で行っている研修を活用することにより、自己研鑽によって工業所有権法に関する条約の解釈・判断についての能力を向上させるべきか。

(2) 知的財産専門職大学院に係る試験免除について

- 特定の工業所有権に関連する科目（例：特許法）を一定単位以上履修している場合には、短答式試験や論文式試験において当該科目に相当する科目（例：特許法）の試験免除を認めることは適切か。
- 修士（専門職）の学位論文、若しくはそれに相当する論文を提出した場合には、学校教育法第68条の2に規定する大学院と同様に、当該学位論文の研究分野（例：特許法）に相当する論文式試験の科目（例：特許・実用新案法）の試験免除を認めることは適切か。

(3) 法科大学院に係る試験免除について

- 特定の分野（例：民法）について一定単位以上を取得した者については、論文式試験の法律に関する選択科目を免除することは適切か。
- 著作権法や不正競争防止法について一定単位以上を取得した者については、短答式試験の著作権法及び不正競争防止法を免除することは適切か。
- 法科大学院修了の学位論文、若しくはそれに相当する論文を提出した場合には、学校教育法第68条の2に規定する大学院と同様に、論文式試験の法律に関する選択科目を免除することは適切か。

(4) 短答式試験合格者に対する一部試験免除について

- 短答式試験の合格者は、その能力が一定期間は保持されるものとみなして、次回以降一定期間内の短答式試験を免除し、受験者の負担を軽減することは合理的ではないか。

(5) 論文式試験における科目別合格制度について

- 論文式試験においては、工業所有権法に関する必須科目と技術又は法律に関する選択科目とで、個別に合否を判定することは合理的ではないか。
- 論文式試験の必須科目や選択科目に合格した場合には、次回以降の弁理士試験においても、同等の能力を有していると考え、該当科目を免除することは合理的ではないか。

4. 議論の整理

(1) 弁理士試験の範囲について

委員の意見

- 試験制度の側から何か制限を加えていくのは、規制改革の流れの中では難しい
- 参入制限として理解されるような改正は避けなければならない
- 若い人材を幅広く求めるのであれば、今のままでいいのではないか
- 論文式試験は何のために行うのかを考えることが必要。条約について問われるものが、個別の条文の知識その他であって、論述力、表現力が必要なのか、短答式試験でも把握できるものであるのかについて検討が必要
- 特に試験制度のために能力低下が起こったということはないように思われる
- アンケート結果や短答式試験の採点結果は実態とあっておらず、最近の弁理士の条約に関する能力不足が目立っているという声が聞こえる
- 条約の知識の応用については、理論的な考えが必要であり、国際競争力のある弁理士を目指すためには、論文式試験の中で条約を1つの科目として観て、系統だった理解を見ることが必要

パブリックコメント

- 論文式試験に条約を復活すべき
- 条約は短答式試験で十分

(2) 知的財産専門職大学院及び法科大学院に係る試験免除について

委員の意見

- 知的専門職大学院のカリキュラムについては、弁理士制度とはリンクしないということで整理した経緯がある。当該大学院の設置認可についても、弁理士制度と関連した審査はしていない。
- 現在、選択科目についての研究で論文により修士を取得した人を免除することになっているが、専門職大学院は研究をしていないので、選択科目の研究をしたかどうかについて判定できない
- 知的財産専門職大学院は弁理士試験の必須科目について中心的に教育を行っており、選択科目についての教育を行っているわけではないから、選択科目を免除する理由付けが難しい
- (工業所有権に係る) 論文式試験だけを免除する制度は初めてなので、検討を要する問題

パブリックコメント

- 知的財産専門職大学院修了者に対する弁理士試験の優遇措置を希望

平成 14 年参議院知的財産基本法附帯決議

- 知的財産に係わる人材育成については、「知的財産のための専門職大学院」構想の関連において、弁理士をはじめ知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成、及び資質の向上のために早急に具体的検討を行うこと

(3) 短答式試験合格者に対する免除について

委員の意見、パブリックコメントとも特になし

(4) 論文式試験における科目別合格制度について

パブリックコメント

- 選択科目について、一度合格したら次回からは免除すべき
- 科目別合格制度を導入すべき

5. 対応の方向

(1) 弁理士試験の範囲について

弁理士試験の範囲については、委員の間でも論文式試験に条約を復活させるべきという意見と、現状のままにすべきという意見に分かれている。また、条約科目は知識を有しているか否かが重要であり、論文式試験で問う目的について検討するべきとの意見も出されている。

平成 12 年の改正時には、受験生の負担軽減の観点の下で、工業所有権に係る条約に関する学識や知識量は短答式試験で考査していること、また、条約の解釈・判断については工業所有権法令の範囲内であわせて考査する方が適当であるとの考え方から、単独での条約科目を論文式試験の対象外とする改正をしたところである。

さらに、客観的なデータとしては、第 2 回弁理士制度小委員会の資料のとおり、現在の試験制度における受験者の条約に関する知識及び条約の解釈・判断のレベルが、旧試験と比較して低下しているという結果は出ていない。

これらのことを総合的に勘案すると、平成 12 年改正時の考え方を変えるような大きな状況変化がその後生じているとは考えにくく、今回論文式試験に条約科目を復活させる必要性は十分であるとはいえないのではないかと考えられる。

したがって、条約の解釈、判断については、従来通り工業所有権法令に係る論文試験の中で、あわせて考査するという現在の運用は維持するが、受験生の条約に関する知識・解釈のレベルが、低下しているのではないかと一部の指摘も踏まえ、今後も引き続きその状況を注視していくとともに、必要に応じて日本弁理士会による条約に関する研修の強化を含めて検討していくことが必要であるものと考えられる。

(2) 知的財産専門職大学院に係る試験免除について

知的財産専門職大学院は、弁理士資格制度との関係を念頭に置いて設置されたものではないものの、その修了者については、工業所有権四法を中心に、知財に関して相当程度の知識を有していることが期待できる。しかしながら、専門職大学院においては、その修了にあたって論文提出が必須でないことから、論文未提出修了者の工業所有権法の応用能力については、そのレベルを客観的に評価する手段がない。また、当該大学院を修了した者は現在のところ存在しないため、その全体的な能力レベルはまだ未知の状態にある。なお、公認会計士試験においては、会計専門職大学院の修了者のうち、一定の要件を満たす者に関して、短答式試験の一部免除が導入されているが、論文式試験における免除制度はない。

以上のことを踏まえると、知的財産専門職大学院については、今後その修了者の能力レベルを注視しつつ、必要に応じて弁理士試験の一部免除を検討していくことが必要であるが、仮に当該免除制度を導入する場合には、十分な能力レベルを維持していると認められる大学院のみを対象として、短答式試験における工業所有権法のみを免除対象とすることが妥当であるものと考えられる。なお、税理士試験において、専門職大学院の課程を修了した者のうち、学位論文を策定した者について免除を認めているという例もあり、弁理士試験においても学位論文を策定した者についてのみ、論文式試験における必須科目の免除を認めるという方法もあり得るが、論文式試験の必須科目は弁理士試験の中核をなすものであり、その導入にあたっては慎重に検討すべきである。

(3) 法科大学院に係る試験免除について

法科大学院においては、弁理士試験論文式試験における選択科目の「弁理士の業務に関する法律」に含まれる、民法、民事訴訟法、著作権法、不正競争防止法、行政法、及び国際私法について履修し、相当程度の知識を有していることが期待できる。しかしながら、法科大学院は本年3月に法学既習者コースの第1期生が修了し、今年度の新司法試験を受験したところであり、

その実力レベルはまだ未知の状態である。また、法科大学院はその修了にあたって、論文提出は必須とはなっていない。これらのことを踏まえれば、法科大学院修了者については、今後その能力レベルを注視しつつ、論文提出を要件とすることなども考慮しつつ、弁理士試験の論文式試験についての一部免除を検討していくことが妥当であるものと考えられる。

(4) 短答式試験及び論文式試験の合格者に対する次回以降の試験免除について

他士業の動きを見ると、公認会計士試験や税理士試験等において、短答式試験合格者に対する次年度以降の一部試験免除や論文式試験の科目別既合格者免除制度が導入されている。また、短答式試験においては知識を問い、論文式試験においては論理力を問うというようにそれぞれの試験の目的が異なっていることも踏まえれば、一度短答式試験に合格して相当の知識を有していることが認められた者については、所定の年数（例として、公認会計士と同様に2年）短答式試験を免除することは合理的ではないかと考えられる。

また、論文式試験についても、工業所有権法に関する必須科目と、技術又は法律に関する選択科目では問う内容が異なること、選択科目については既に修士又は博士の学位保有者等に対する免除制度があることを考慮すると、必須科目と選択科目とで個別に合否を判定しても問題は生じないものと考えられる。ただし、必須科目については、論理力にくわえて工業所有権に関する知識を問うていることから、免除は所定の年数（例として、公認会計士と同様に2年）とし、選択科目については、免除制度において永続的な免除が認められていることに鑑み、既合格者に対する免除についても永続的に認めることとすることが妥当ではないかと考えられる。

．弁理士研修制度の在り方について

1．現行制度の概要

弁理士法上、日本弁理士会は、会則において会員の研修に関する規定を設けることとされており（弁理士法第 57 条第 1 項第 10 号）現行会則においては、「弁理士は、弁理士倫理を保持し、業務に関する法令、専門技術及び実務に精通するよう常に研修に努めること」（会則第 56 条）とされている。現行弁理士法上、弁理士が受講を義務付けられている研修としては、弁理士法附則第 6 条¹に基づく研修のみである。

なお、日本弁理士会は、会員の研修受講歴を公表することとされているが（会則第 59 条）現状では附則第 6 条に基づいた研修についてのみ公表している。

2．問題の所在

弁理士の実務能力のレベルについては、近年の弁理士試験の合格者数の増加にともなって、特許事務所や企業に勤務する機会が相対的に減少することにより、合格者の資質の水準自体は従来と同様であっても、弁理士試験合格者が OJT（On the Job Training）により実務能力を習得しにくくなり、実務経験が乏しい弁理士が増加し、ひいては出願人へのサービスの質が低下するのではないかと懸念が指摘されている。

他方、現在、日本弁理士会が弁理士新規登録者に対して行っているいわゆる新人研修については、受講義務がないために、合格者全体のうち受講者が約 7 割、修了者が約 5 割という状況にある（平成 16 年度弁理士試験合格者）。

また、現在の制度では一旦弁理士資格を取得すれば資格は永続的に有効であり、資格取得後の資質の維持・向上などについての義務的な措置は存在しない。

3．論点

- (1) 新人弁理士に対する研修及び既登録弁理士に対する継続的研修について、義務的研修を課す必要性があるか
- (2) 仮に、新人弁理士の実務能力の担保を図るために義務研修を設ける場合、弁理士登録前とするか弁理士登録直後とするか、どちらが適切か
- (3) 義務化された新人研修及び継続的研修の不履行者に対する措置について、どのように考えるか

¹ 弁理士法附則第 6 条に基づく研修は、平成 12 年の弁理士法改正により、新たに追加された業務（著作権法、不正競争防止法、契約・仲裁）を行うために、同法改正以前に弁理士登録をした者が受けなければならない研修である。

- (4) 任意研修における研修受講を促すために、日本弁理士会における弁理士の研修受講歴の公表を義務付ける必要があるか

4. 議論の整理

- (1) 新人弁理士に対する研修及び既登録弁理士に対する継続的研修について、義務的研修を課す必要があるか

委員の意見

- 弁理士試験合格者は、企業や特許事務所に勤務している者が多いことから、義務研修にすることで研修に出席しやすくなるのではないか。
- 実務能力がないために、一人で事務所を開けない者のためにも、登録前研修を義務化すべきである。
- 何らかの形で研修を義務化するというのは良いと思う。これだけニーズが増えてきたときに、最低限のことを押さえておくのは、弁理士の信頼性を高める意味で、非常にいいことである。
- 義務研修を課すことで、特許庁に提出する明細書等の質が揃うことが期待できる。

パブリックコメント

- 登録前研修制度を創設し、知財実務の経験が浅い又は皆無の合格者について、少なくとも特許事務所や企業知財部等において OJT にスムーズに移行できるレベルまでボトムアップする。
- 合格後、業務開始前の期間に最低6ヶ月の期間の研修制度をおく必要がある。
- 弁理士試験合格者に対する登録前研修について前向きに検討するとしても、数ヶ月の短期研修型と、数年に亘る中期研修型との選択とし、インターネット研修の選択や、実務経験者に対する研修科目毎の免除などを組み合わせることを検討したらどうか。
- 登録前研修制度の導入との整合性を図り、既存弁理士の能力の維持、強化を目的として、既存弁理士に対する義務研修を制度化する。

「知的財産推進計画 2006」(知的財産戦略本部、平成 18 年 6 月、121 頁)

- 弁理士の資質の向上を図るため、基礎的な新人弁理士の研修や知財に関する国際制度・実例による研修など幅広い観点からの弁理士研修の充実のほか、弁理士試験合格者の実務能力を担保する方策、いわゆる付記弁理士のための研修等について、2006年度も引き続き、日本

弁理士会の取組を促すとともに、大学（法科大学院、知財専門職大学院）、工業所有権情報・研修館等を活用する。

「知的財産専門サービス小委員会報告書」（工業所有権審議会知的財産専門サービス小委員会、平成 11 年 12 月、20 頁）

- 弁理士の大幅増員が質的低下を招かないように義務化を含めた研修機能の強化を行うべきであるとの意見もあるが、弁理士会の自主研修の強化、前述の開放的な研修ネットワークの整備等弁理士の自己研鑽努力をサポートしうる環境整備を行った上で、今後、ユーザーニーズ、試験制度改革の影響等を十分踏まえて検討していくべきである。

「これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会報告書」（特許庁、平成 13 年 6 月、13 頁）

- 日本弁理士会においては、こうしたニーズに対応して、弁理士が高度かつ多様なサービスを提供できるよう、新人研修の強化、継続研修の導入等を図るべきである。特に、知的財産紛争への対応能力を強化するためには、民法・民事訴訟法等に関する研修を抜本的に充実させるとともに、幅広く提供すべきである。

平成 14 年衆議院弁理士法の一部を改正する法律附帯決議

- 弁理士の先端技術分野に係るバックグラウンドを充実し、国際的な業務展開能力を涵養するため、弁理士の業務研修のあり方等、弁理士の専門性向上に係る必要な施策について検討を進め、弁理士の資質の向上を図ること。

(2) 仮に、新人弁理士の実務能力の担保を図るために義務研修を設ける場合、弁理士登録前とするか弁理士登録直後とするか、どちらが適切か

委員の意見

- 日本弁理士会は強制加入団体であることから、登録前に義務的研修を行うことは、研修の修了認定を厳しくすることにより、未修了者が弁理士登録できなくなるため、参入規制となり得る。
- 研修は登録前か後かで大きな違いがある。研修の修了についても、研修に参加すればよいのか、あるいは、試験を行って修了しなければならないのか、その点を整理した上で議論を進めるべきである。
- 登録前義務研修の研修後に修了認定試験をするべきと考えるが、これは大半が合格するものを想定しており、研修の費用は、テキスト代等

の実費を除き、日本弁理士会が負担するものとする。実務経験等によって、研修自体の免除制度も考えている。

- 毎年の弁理士試験合格者に少なくとも必要最小限の実務能力を具えさせ、それとともに既登録弁理士の実務能力を増進させて、弁理士の質の向上を図るうえで、最も実効がありかつ効率的であると考えられる方策は、弁理士試験合格者に対する登録前実務義務研修と既登録弁理士に対する定期的義務研修とを、一定の条件のもとでの免除を伴う法定研修として定める制度を導入することであるとされる。
- 義務研修では、実務に直結した、明細書作成、あるいは中間処理の書類の作成を主として実施することを考えている。

(3) 義務化された新人研修及び継続的研修の不履行者に対する措置について、どのように考えるか

委員の意見

- 義務研修に対する処罰は、研修の受講について勧告し続けても未受講の場合、業務停止処分にするなども考えられる。

(4) 任意研修における研修受講を促すために、日本弁理士会における弁理士の研修受講歴の公表を義務付ける必要があるか

「これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会報告書」(特許庁、平成13年6月、13頁)

- 主要な研修については、研修の受講履歴を公表し、これらの研修の受講を促すとともに、ユーザーが個別案件の専門性に対応した弁理士を容易に選択し得るようにすべきである。

5. 対応の方向

弁理士に対する研修については、小委員会におけるこれまでの議論においても研修の強化自体については肯定的な意見が多かったこと、また、日本弁理士会が行う自主研修の充実による対応の限界や、ユーザーニーズの多様化や建築士に発した資格者の専門能力向上のための仕組みが必要等の議論も踏まえると、基本的に弁理士に対する研修の義務化は必要であると考えられる。

研修の種類としては、(1) 新人弁理士の実務能力を担保する観点から行う義務研修と、(2) 既登録弁理士の専門能力の継続的維持・向上を図る観点から定期的に行う継続的義務研修についての導入が考えられる。

(1) 新人弁理士に対する義務研修について

新人弁理士に対する義務研修については、当該研修を弁理士登録の要件と

するか否かについて、委員の間でも意見が分かれているところであり、登録要件としての研修とする案と登録直後の義務研修とする案それぞれの制度導入による影響も考慮しながら、更なる検討が必要と考えられる。それぞれの研修内容の具体的な案と検討課題については、以下のとおりであり、これらの課題について十分に議論を深めていくことが必要である。

登録要件としての登録前義務研修

新人弁理士の実務能力を担保する観点から、試験合格者に対し、弁理士登録の要件として、実務能力等に関する研修の修了を法令上義務付ける。研修終了時には、弁理士としての実務能力が備わっているかどうかについて修了考査を行う（不合格者及び義務不履行者は登録ができない）。

ここで、登録前義務研修を導入するにあたっては、以下のような検討事項が考えられる。

弁理士試験の合格者は8割程度が特許事務所や企業勤務で（次頁表1参照）、また、合格後も約95%の者が特許事務所や企業勤務であり（次頁表2参照）、登録直後にひとりで事務所を開設する者がほとんどいない現状において、実際に出願人が事務所を介さずに新人弁理士に直接業務を依頼して問題が生じているという実態があるのか。

登録前の義務研修は、その研修を修了しないと資格が与えられないという、試験と同程度の強力な要件となることを踏まえれば、試験の実施と同様に、基本的には国の管理の下で行うべきであり、外部に委託する場合においても、国が責任を持って設計及び監督を行うべきと考えるが、これについてどう考えるか。

弁理士試験受験者は特許事務所や企業に勤務している者が大半を占める現状に鑑みると、義務研修はそれらの者に対して時間的な負担を強いるものであり、参入障壁とならないためにどのような工夫ができるのか。

研修や修了考査の内容など、研修の運用次第によっても当該研修が参入規制とならないように配慮すべきではないか。

一定の実務経験を有する者に対する研修免除制度も考え得るが、研修が登録要件であることを踏まえれば、免除の認定の際には、客観的に実務能力を証明させることが必要と考えられるが、実際にどのような手法・基準で実務能力の確認ができるのか。

実務経験を有する者の客観的な実務能力の証明が難しい場合、その免除は研修受講義務のみとし、修了考査については研修受講生が受験するものと同等のものを受験させる必要があるのではないか。

現在、既に弁理士資格を有する者についても、今回弁理士の登録要件として新たに求めるものと同じレベルの能力が本来は資格維持のためには必要であり、現在資格を有する者に対する実務能力担保のための研修又は考査についてどう考えるのか。

(表1) 弁理士試験合格者の職業別内訳について

| | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特許事務所勤務 | 39% | 39% | 39% | 38% | 34% |
| 企業勤務 | 37% | 35% | 35% | 34% | 43% |
| 無職 | 22% | 22% | 18% | 17% | 15% |
| 学生 | 1% | 1% | 2% | 4% | 4% |
| その他 | 1% | 3% | 6% | 7% | 4% |

(注) 各年度の試験合格者のそれぞれの受験時における職業を調査

(表2) 弁理士試験合格者の登録時の就業形態について

| | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 特許事務所勤務 | 66% | 67% | 64% |
| 企業勤務 | 28% | 27% | 29% |
| 特許事務所経営 | 5% | 4% | 6% |
| その他 | 1% | 2% | 1% |

(注) 各年度の試験合格者の登録時の就業形態を調査

登録直後の新人義務研修

新人弁理士の全体としての実務能力向上を図る観点から、弁理士登録の後、一定期間内に実務能力等に関する研修を修了することを法令上義務付ける。受講者の実務経験により、研修の免除を行うことも検討する。

なお、弁理士としての資質は既に試験により担保されているため、登録直後の研修は、新人弁理士が業務を行う上で必要な実務能力の向上を目的としたものになる。

登録後の新人義務研修についても、導入にあたっては、以下のような検討事項が考えられる。

登録後の義務研修については、登録時に弁理士として必要な実務能力を担保できないことから、登録後に研修を受けずに業務を行う者や、研修後も実務能力が不十分な者を最終的に資格者から排除できないといった可能性があることについて、どのように考えるか。

研修を受講している間は、弁理士業務を行うことができなくなることについて、どのように考えるか。平日夜と週末の組み合わせによる研修という形で、業務を継続しながら研修を受講させることも検討すべきか。

登録後の義務研修は、新人弁理士の実務能力の向上を目的とした研修であるが、修了考査を行うべきか。またその場合の不合格者の扱いをどのように考えるか。

研修未受講者に対する措置としてどのような措置が適切か（氏名の公表等）。

実務経験を所定期間有する者に対する研修免除制度も考え得るが、免除の認定の際には、実際にどのような手法・基準で実務能力の確認を行うべきか。

(2) 既登録弁理士に対する継続的専門研修

近年の経済のグローバル化や企業の知的財産経営の進展、知的財産制度の充実など、知的財産を取り巻く環境は大きく変化しており、知的財産専門サービスの中核を担う人材である弁理士は、最新の状況を的確に把握し、時代の変化に対応した多様で高度な能力を常に備えることが求められている。

これは、別添のとおり、「規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申（平成 18 年 7 月 31 日）」においても、業務独占資格においては、変化していく様々な状況の下で資格者が高い職能技術、能力を維持していくための義務的な研修の検討が必要と指摘されているところであり、各士業に共通する課題として、それぞれが取り組んでいくこととなっている。さらに、既に公認会計士や弁護士等では、このような義務研修について一定の仕組みが導入されており、例えば、公認会計士では参考資料にあるとおり、その資質の向上を図るための研修を年間 40 単位を履修することが義務付けられている。

これらのことを踏まえれば、既登録弁理士について、専門能力の継続的維持・向上及び法令改正等の環境変化への対応を図る観点から、登録後一定期間毎に、日本弁理士会が行う研修を必要単位数について履修することを法令上義務付ける方向で検討を進めることが適切である。その際、義務不履行者に対しては、法令に基づき「氏名の公表」を行い、ユーザーに研修義務不履行者を認知させるとともに、その後も正当な理由なく義務不履行を続けた弁理士に対しては、「業務停止」を行う（「懲戒制度のあり方」における議論を踏まえ、「新規業務の受任停止」も検討）ことも検討する。

(3) 研修の受講歴の公表

日本弁理士会では会則第 59 条によって会員の受講歴を公表することになっているが、実際には研修受講歴の公表は、平成 12 年の弁理士法改正時の附則第 6 条に基づいた研修のみである。研修の受講歴は、ユーザーが弁理士を選択する際の必要な情報であるとの観点から、今後は任意研修の受講歴についても日本弁理士会において公表すべきではないか。

(参考資料 1 - 1 各土業の研修制度について)

(参考資料 1 - 2 参考条文)

規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申
(規制改革・民間開放推進会議、平成18年7月、55及び56頁)

- 社会状況等が急速に変わっていく中、資格者が担うべき業務の内容も時代の変遷とともに変わり、新たな技術・能力を身につけることが必要である。当然あらゆる分野において、そのような職能技術・能力を高めることは必要ではあるが、特に業務独占資格については、業務を行うことができる者が限定されており、競争原理が働きづらい環境であることから、業務独占資格者の質の確保・向上や資格者の職歴や懲罰等の情報の開示等が社会的に求められていると言える。

- 個別の問題意識

- ア 資格者の質の向上

これまでは、資格者が業務を行うにあたっては、有資格者としての倫理観・責任感が働くことにより、法が遵守されているという前提が当然にあるかのように信じられてきた。しかしながら、そういった信頼を裏切る行為による事件も続発しており、単純に資格者の倫理観・責任感に頼るだけでは、法秩序を守ることができない状況が生じている。さらにまた、社会の変化・複雑化もあり、資格者がその資格を取得した当時の知識や技術だけでは解決できない問題も発生している。これらを解決するためには、資格者の知識・技能の向上を図る仕組みが必要であると考えられる。これについては、現在でも資格者団体が講習を実施するなど、資格者の知識・技能の向上を図る取組みがなされているところもあるが、必ずしも受講の義務付けなどがなされておらず、資格者の能力に個人差が生じていると考えられる。

したがって、競争制限的あるいは参入障壁的なものとならないような配慮を行いつつ、資格者に対する講習等の実施とともに、それらの受講の義務付けや、必要に応じて免許の更新制の導入なども検討すべきであると考えられる。また、医師・建築士のように専門業務がある程度分化されている資格については、各分野の資格者の能力を民間で認証できる仕組みや資格者の認証や業務実績の情報を開示する仕組みなど、利用者が資格者の質や専門性を判断できる仕組みを導入することが、利用者利便と専門能力の向上のために必要と考えられる。